

令和2年

第55回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和2年8月12日	開会
	令和2年8月12日	閉会

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	8月12日（水）	本会議		閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

8 月 1 2 日 (水)

令和2年第55回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和2年第55回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和2年8月12日（水）沖縄県介護保険広域連合（会議室）に招集された。

1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和2年8月12日 : 午前10時00分）

閉会（令和2年8月12日 : 午前11時46分）

開会の宣告（議長 田仲 康榮）

閉会の宣告（議長 田仲 康榮）

2. 応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
1	山川 安雄
2	吉浜 覚
4	與那嶺 透
5	崎浜 秀進
6	山城 良一
7	仲間 信之
9	島袋 義範
12	森山 悟
13	伊計 裕子
14	宮里 歩
15	喜屋武 すま子

議席番号	氏名
16	比嘉 麻乃
17	徳田 将仁
18	石垣 大志
20	宮平 喜文
23	垣花 恵忠
26	砂川 泰秀
27	宜保安 孝
28	神谷 嘉栄
29	田仲 康榮

3. 不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
3	池原 太
8	仲間 トム
10	小嶋 勝喜
11	伊・正徳
19	新垣 一史

議席番号	氏名
21	上江洲 智章
22	渡口 亮
24	親川 清
25	新垣 幸子

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	徳 元 信 人
総 務 課	仲 座 円

課 名	氏 名
総 務 課	親富祖 友 紀

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

職 名	氏 名
広域連合長	新 垣 邦 男
副広域連合長	島 袋 秀 幸
副広域連合長	
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	具志堅 兼 栄
総 務 課 長	大 城 朝 敏

職 名	氏 名
業 務 課 長	大 城 善 則
会 計 課 長	野 原 学
認定課長兼中部 調査認定事務所長	與那覇 準
南部調査認定 事務所長	新 川 高 志
北部調査認定 事務所長	森 田 幸 也

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

承認第1号 専決処分の承認について

承認第2号 専決処分の承認について

報告第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第3号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計繰越明許費繰越計算書について

議案第7号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第8号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

令和2年第55回議会（定例会）議事日程（第1号）

8月12日（水） 午前10時 開会

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般の報告	
4		一般質問	
5	承認第1号	専決処分の承認について	即 決
6	承認第2号	専決処分の承認について	即 決
7	報告第2号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書について	即 決
8	報告第3号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計繰越明許費繰越計算書について	即 決
9	議案第7号	沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例	即 決
10	議案第8号	令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）	即 決
11	議案第9号	令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）	即 決
12	認定第1号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算審査特別委員会付託
13	認定第2号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について 予算決算審査特別委員会	予算決算審査特別委員会付託
14	認定第1号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	予算決算審査特別委員長報告
15	認定第2号	令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	予算決算審査特別委員長報告
16		議員派遣の件	
17		閉会中の継続調査の件	

○議長 田仲康榮 ただいまから令和2年第55回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会致します。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。

広域連合長。

○広域連合長 新垣邦男 皆様、おはようございます。本日は、令和2年第55回沖縄県介護保険広域連合議会の定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては新型コロナウイルスの対応等、大変お忙しい中ご出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

広域の連合の運営については、日頃から議員の皆様のご配慮とご協力をいただき、順調に運営ができております。この場をおかりして感謝を申し上げます。沖縄県では新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、8月1日から8月15日まで独自の緊急事態宣言を発令しております。市町村においては感染拡大の中、住民の安全・安心を守るための対策に苦慮されていると思っておりますが、広域連合においても新型コロナウイルス対策会議を週1回開催をしながら、重要事項の案件については正副連合長が出席し、様々な対策を講じているところでございます。広域連合は高齢者を代表とした業務となることから、細心の注意を払いながら高齢者の安全・安心を第一に感染防止に向けた取組を行っております。

さて、本年度は第7期事業計画の最終年度であり、第8期事業計画の作成年度でもございます。計画の策定に当たっては7期事業計画の分析を行い、8期事業計画の見込み量を的確に捉え、保険料推計及び事業計画の策定に取り組んで参ります。

また、広域連合設立以来の懸案事項でありま

す均一賦課につきましては、現在構成市町村と協議を進めているところでございます。方針の決定までには至っておりませんが、引き続き協議を行っていきたく思っております。方針が決定致しましたら、ご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

さて、本件にご提案しておりますのは承認2件、報告2件、議案3件、認定2件の計9件となっております。議案等の内容については事務局長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましてはご審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、12番 森山悟議員及び13番 伊計裕子議員を指名致します。

日程第2 会期の決定を議題に致します。

お諮り致します。本定例会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日の1日間に決定致しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、事務局にて閲覧に供しております。

7月29日に全員協議会を開催致しました。
これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問を行います。

順次発言を許します。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内と致します。なお、通告順位1番、議席番号25番の新垣幸子議員は本日欠席をしております。よって、沖縄県介護保険広域連合会議規則第61条第4項の規定により、通告の効力が執行致しました。よって通告順位を繰り上げ、2番、議席番号13番 伊計裕子議員より一般質問を行います。

13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 おはようございます。それでは質問通告に従い、質問致します。

質問事項1. 6月1日に出された厚労省からの事務連絡について。質問要旨、厚労省から県宛てに出された事務連絡（令和2年6月1日）「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第12報）」で『通所系サービス事業所と短期入所系サービス事業所については、介護支援専門員と連携の上、利用者からの事前の同意が得られた場合には、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から別紙に従い、介護報酬を算定することを可能にしたことから、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るよう』とあります。この臨時措置は、利用者から「事前の同意」を取ることを条件に、実際に行ったサービスより多い介護報酬の算定を6月分から認めるものです。そこで、以下の点についてお聞きします。①この臨時措置についての見解を伺います。②構成市町村の事業者や利用者からの不満の声はないのでしょうか。

次、質問事項2. 2021年度の介護報酬の引上げについて。質問要旨、政府が第2次補正予算で、介護にも交付金で4,000億円を計上したの

は評価できると思いますが、高齢化で要介護者は増えていくのに介護サービスを減退させるわけにはいきません。介護サービスの質・量を拡充するためには、労働条件や経営体力をよくする必要があります。そのためにも、2021年度の介護報酬の引上げが不可欠だと思いますが、見解を伺います。以上、ご答弁よろしくお願ひします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。
業務課長。

○業務課長 大城善則 伊計議員のご質問①新型コロナウイルス感染症に伴う臨時措置に関する見解について、お答え致します。

臨時的な取り扱い（第12報）における臨時措置につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、感染対策を進めながら介護サービスの提供を継続させるために必要な措置と考えております。

次に、質問②の事業者及び利用者からの不満についてお答え致します。現在のところ、事業者及び利用者からは不満等に関する問合せ実績はございません。今後そのような問合せがありましたら事業者へ内容を確認し、必要に応じ指導を実施して参ります。

次に、2021年度の介護報酬の引上げに関する見解についてお答え致します。2021年度の介護報酬改定について、今年3月より国のほうで議論が進められており、介護給付費分科会の中で人材確保定着には、やはり給与増が重要といった意見も出ているようであります。介護報酬の引上げについては、介護サービス事業者の経営体力をよくする一方、利用者の自己負担額や増が給付費増加に伴う保険料の増加にも影響するため、慎重な議論が求められております。当広域連合としましても、今後の動向を見守りたいと考えております。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 ご答弁ありがとうございます。

ました。

この1番の措置については、この事業者に対してそういう手当をするというのはいいんですけども、これを国ではなく、利用者に負担させるということに対して、全国的にはいろんな声がありまして、厚労省にも要請行動もありました。その中で各市町村でもそういう要請の動きがある中で、長野県の飯田市においてはこの特例措置について、特例措置を算定しない事業者に対して、介護報酬の上乗せ額に相当する補助金を市として交付することを決めています。この担当者によりますと、この特例措置、これを積極的に算定できない事業者もあるということで、サービス業者から利用者に対して通常とは異なる介護報酬を請求する明確な根拠を示すことができないと。厚労省が出したこの特例措置に対してはそういう認識、そして利用者の同意が前提であるため、同意を得られた利用者とは得られない利用者とはやはり不公平が生じる場合があるというふうに指摘しています。この事業者に対する減収に対しては、コロナの対応に対して、やはり国がきちんと保障をするという立場でないとは困るのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 全国におきましては、いろいろ異論があるということは聞いております。現在、介護給付分科会で議論していると聞いております。反対の意見と、特例措置サービスでも負担押しつけの撤回を求めるよう、緊急要請とかそういったのもしているようでございますので、いろいろ活発な論議がされていると考えております。そこで、その動向を見守っていきたくて考えております。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 すみません、最後の部分がちょっと聞き取れなかったもので、もう一度お

願いしてよろしいですか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 今、分科会で議論していますので、広域連合としましてもその動向を見守っていきたくて考えております。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 私も知り合いの事業者のほうにちょっと聞いてみましたら、もう国からそういうのが出ていて、患者さんに同意を求めて手続を済ませている部分もあるということなわけですけれども、患者さんにしたら、やはりお世話になっているところに対して、事業者側からお願いしますと言われたときに、なかなか同意できないということは言えない。言った場合でも、ご家族の皆さんがやはり「じゃあ、もうお願いします」ということで同意をする。あるいは、この算定方法が二段階上に上がりますよね。そうすると、結局10割負担ということにもなってくる。そういうところで事業者が、この人にはやはり同意を求めるとはできないということで判断をすとかというのがありますので、本当にこの事業者と利用者を分断したり、利用者同士に不公平感を持たせるような、そういうのは本来あってはならない。このコロナに関しては個人の責任ではないのですから、やはり国がきちんと、この介護事業所をちゃんと成り立っていかせるためには何としても、ちゃんと国が全面的に保障するという形での声を上げていく必要があるのではないかと考えています。ぜひまた利用者の人達とか、事業所ともいろいろ情報交換をしていきたくて思いますので、皆さんのほうでもちゃんと声を聞き取れるようお願い致します。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 特別措置につきましては国が定めた中で今進めているわけですが、

伊計議員が言うように利用者からすると、セーフティーネットとして同意というのがあるんですが、やはり事業者からそういうお願いをされると同意しなければいけないという環境に追い込まれる可能性もある。その辺については我々も危惧をしております、利用者からそういう不満の声があれば、それを拾い取って国・県に届けていく義務はあるだろうと思っています。ただ、その措置につきましては、今年の台風第19号の中でも特例措置が展開されていまして、それも大体同じような中身で展開がされているんですね。ですので、今措置的にやらなければいけないのは、新型コロナ禍が進む中で、やはり事業者等については大きな影響を与えてはいけないという中での措置ですので、その辺の措置も含めて考えながら、やはり物言うべきときはちゃんと国に物を言う体制で進めていく考えでありますので、この辺についてはまたご理解をお願いします。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 一緒に、やはり利用者の皆さんの声を聞きながら、この連合の皆さんとも、私自身もぜひ一緒に力を合わせていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

続きまして2番の介護報酬引上げについてですけれども、先ほど介護報酬を上げることは保険料の値上げにもつながるのではないかという話、議論になっているということなのですが、その辺がちょっと、システム自体をやはりその辺では変えないといけないのではないかと思うのです。介護報酬を上げるというのは、事業者のちゃんとやった仕事に対して、やはり国がきちんと支払うべきのを支払う。保険料に関しては、やはり利用者の利用料を決めるわけだから、それと一体になってはいけないのではないかと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 利用者におきましては納得する方、納得できない方、両方いると思うのですが…。

○議長 田仲康榮 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 お答えします。

介護報酬の改定の3つの基本というのがあるんですね。まずその1つ目には、介護報酬は公的介護保険サービスの公定価格であるということ。2つ目は、事業所施設の経営動向や賃金、物価水準、さらに介護現場の課題解決などを総合的に勘案して会計される。3番目に、介護保険事業計画に併せて3年に一度改定が行われ、サービス基盤整備や保険料制定とも密接に関係する。先ほど議員がおっしゃったような部分については、この3つの基本原則からしますと、当然報酬が上がりますと給付費が上がります。給付費については国の負担分、市町村の負担分、県の負担分、それと第1号被保険者の負担分、第2号被保険者の負担分がありますので、当然その報酬が上がりますと給付費も上がる。それに比例しまして、介護保険料が上がるという部分です。この改定につきましては、1号被保険者が従来までの負担が22%だった部分から23%にも移行していますので、当然介護報酬が上がれば、そういうのも議論をされると思う1つなんですが。ですので、我々もそういうことがないような形で国に訴える分については訴えていく考えですが、ただその割合というのが市町村で急に動かすことはできない。ですので、国の審議会の中でそういう議論を踏まえて、その率が決まっていくということもありますので、その辺を注視をしながら、仮に介護保険料の負担率が上がる場合については、当然広域連合としてもそういう国に対しての要請をしていきたいということで考えております。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 ぜひ本当にシステムその

ものを国に対して、変えていくように声を上げないといけないのかというふうに痛切に感じました。一緒に力を合わせて頑張りましょう。

それからちょっと関連するのですが、この第2次補正予算で交付金、4,000億円を出しているということで、事業者に対して必要な経費とか、あと職員への慰労金の支給とか、サービス利用の再開支援とか、そういうものに対して国が10分の10負担するという事になっているようなのですが、この事業所の職員への慰労金とかは申請をしてもらって直接国が支払う形かと思うのですが、このサービス等を提供するための必要な経費、マスクとかいろいろ感染防止に必要な物だと思うのですが、これは直接そういうものも国のほうから事業所に行くようになるのでしょうか。それとも県とか、あとこの介護広域も関わるものなのでしょうか。お願いします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 広域連合と致しましては、そういったことには関わっておりません。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 わかりました。

あと、いろいろこのコロナに関する件で事務所職員が医療的検知からの相談を受けられる、窓口の設置や専門家による実地指導などというのがあるのですが、これも広域連合として窓口を設置するということはないのでしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 コロナの情報につきましては、広域のホームページで周知をしているわけございまして、現在実地指導におきましてもコロナの影響で直接実施できなくて、書類を取り寄せて実地指導を行っている状況でございます。

○議長 田仲康榮 事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 お答えします。

議員がおっしゃるような特定の相談窓口を設置する予定はございませんが、介護保険広域連合は、認定課は認定に関する部分、業務課については事業者に関する部分ということで特定の課がありますので、その課でもって相談を受け付けるという形にしています。ですので、特定の窓口を設けなくてもその分は迅速に対応しておりますので、十分稼働するものだと思っています。

○議長 田仲康榮 13番 伊計裕子議員。

○13番 伊計裕子 わかりました。安心しました。ありがとうございます。

それから都道府県が介護施設へ配布する消毒液とかそういうものとか、直接都道府県に国からそういう交付金が入る場合は、介護保険広域連合は関わらず全部県が直接施設に配布するということになるのでしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

業務課長。

○業務課長 大城善則 広域連合は、直接は関わっておりません。県のほうから直接行くというふうに考えております。

○議長 田仲康榮 これで伊計裕子議員の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。

15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 通告に従いまして、一般質問を致します。コロナ禍の中でちょっと質問もやめたいところなのですが、させていただきますと思います。

新型コロナウイルス対応について。新型コロナウイルスへの感染を防止するために外出を控える高齢者が増えております。その結果、身体状況にかかわらず高齢者の身体活動量が3割も減少してしまっていると言われております。これは「新型コロナウイルス感染症の収束後に要介護状態に陥る高齢者が増加することにつなが

りかねず、テレビやインターネットなどを通じ屋内の運動、住宅周辺でのウォーキングを呼びかけていく必要がある」と国立長寿医療研究センターは調査結果を公表し「身体活動を安全に行うことにより心身機能を保つ必要がある」と述べています。これまで各市町村の公民館等では、介護予防のための体操などが実施されてきましたが、一部地域でのクラスターが発生したこともあり、高齢者の外出控えにより身体活動が減少し転倒や骨折しやすくなりやすく要介護状態に至りやすい懸念もあります。①新型コロナウイルス感染発生後、各市町村地域での介護予防の取組状況は、どうなっておりますか。②高齢者へは、在宅等での介護予防の重要性を啓蒙する必要があるが、どうお考えですか。③現在検討が行われている介護保険料の均一賦課について新型コロナの影響を受けるのではないかと懸念しますが、当局の考え方をお聞かせ下さい。④介護保険料の均一賦課についての検討は、どこまで進められていますか。結論は、いつまでを予定していますか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 それでは喜屋武すま子議員の質問にお答えしたいと思います。

まず①についてお答えします。構成市町村の介護予防事業の状況につきましては、ほとんどの市町村で3月から5月まで中止しており、6月からは順次再開しております。再開に際しては検温等のコロナ対策を行い、実施している状況であります。

続きまして、②についてお答え致します。まず広域連合においては、ホームページにおいて新型コロナウイルス感染症への対応及び自宅でできる体操等について、そして厚生労働省及び構成市町村の実施内容の紹介や自宅でできるフレイル体操等の紹介を行っております。また、10月に発行予定の広報誌において、コロナ禍にお

けるフレイル予防関連の掲載を予定しております。また、保険者機能強化交付金を活用して作成した介護予防啓発用のDVDについても、介護予防の重要性や自宅でできる体操等が収録されております。既にホームページの掲載や市町村への配布も行っており、その活用についても周知していきたいと考えております。現在、市町村の事業も徐々に再開されいているところではありますが、第2波、第3波に備えて市町村と連携し、住民への周知を行って参ります。

次に、③についてお答え致します。コロナ禍により経済的な影響を受けている状況の中、介護保険料の均一賦課により保険料の増額となった場合、住民への経済的な影響は大きいものがあると認識しています。広域連合においては保険料の減免や徴収猶予などを実施しており、経済的に困窮した被保険者への対応を行っているところであります。保険料の設定においては被保険者の所得状況に応じた保険料の賦課を求めるという観点から、引き続き所得段階の多段階設定や生活困窮者に対する保険料減免制度の普及啓発活動の推進、介護給付費準備基金の投入等、低所得者に対する支援を行って参ります。

続きまして、④についてお答え致します。保険料の均一賦課については平成29年2月1日の運営会議で決議しました附帯について、7期事業計画期間において、均一賦課の実施に向けた検討について計画的に進めていくという決議書に基づき、平成30年10月より均一賦課のメリット・デメリット及び様々な課題に対する対応策などについて、構成市町村との協議を重ね、去る7月20日の運営会議に広域連合の賦課方針として、第8期介護保険事業計画から均一賦課とすることを提案しております。提案した賦課方針については、賛成・反対に意見が分かれたことから結論には至ってなく、引き続き協議を行っているところであります。賦課方針が決定しましたら、議員の皆さんへまた説明させてい

ただきます。以上で終わります。

○議長 田仲康榮 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 それでは介護保険料の均一化について、検討が7月8日にできたということなんですけれども、実際にそこで出た金額とか、保険料とかの提示はされているのでしょうか。お願いします。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

介護保険料につきましては、現在のところ見える化システムという国のシステムのほうで保険料の算定を行うのですけれども、そのシステムがまだ最終版が出ておりませんで、保険料の算定は今のところできておりません。以上です。

○議長 田仲康榮 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 今のところ、ちょっと聞き苦しい点があったんですけれども、もう一度お願いしたいと思います。

やはり非常に重大な意味をなすもので、今後どういうふうな、今介護保険料でもAランク、Bランク、Cランクとって3つに分かれているのですけれども、前はBランクのほうに寄せて、そしてそこからやっていくのか。あるいは1ランクのほうに下げて、また順次上げていくとかというお話も聞いたのですけれども、そこら辺もどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

今現在、この議論の中については、保険料の設定というのができていない状況にありますので、市町村ごとの給付費の状況、また人口の状況。人口の状況というのが、例えば高齢者がどんどん増えていくと、この保険料を払う、支える人が増えていくので、保険料の動向がまた変わってくるとかということも含めて、今の保険

料以外の人口の動向であったり、保険料1人当たり給付費の状況等を勘案して、今、広域連合としましては来年から始まる第8期事業計画からスタートしたほうがいいのではないかということで提案のほうを行っております。ただ、この内容については、1ランクの市町村についてはやはり低い保険料から上がる可能性があるというところもあって、なかなか皆さん統一した見解にまだ至っていないという状況がありますので、今それについて協議を行っているというところであります。以上です。

○議長 田仲康榮 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 課長達の連絡会もありますし、あとは首長会議で大体決まってくるのかと思うのですけれども、やはり特に離島なんかはすごく負担も大きくなるのかということも、給付と介護のその施策で非常に急を要するのかなと思いますので、そこら辺はやはり慎重にしながら、各首長が納得できるような方向でやっていただきたいと思います。そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長 田仲康榮 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長 大城朝敏 お答え致します。

この給付費、離島によってはやはり給付サービスが少なく、給付費が少なくてというところももちろんあることは承知しております。その市町村についても、離島等相当サービスに当たり、そういった形でこのサービスの確保が何とかできないかと。あと渡航費を補助して、本島からサービス提供等も含めて、今事業のほうは進めているところであります。あと、この保険料の均一賦課については、広域連合なので多数決とかということではなくて、皆さんの市町村の合意の下、全市町村全会一致で合意していただける形で、この一本化に向けての進めたいと考えております。以上です。

○議長 田仲康榮 15番 喜屋武すま子議員。

○15番 喜屋武すま子 今の答弁からしまして、非常にいいことだと思えます。やはりこれは多数決で決められないと私も考えております。やはりみんなが納得した形でやらないと、非常に介護の負担も、いろいろ財政的な問題もありますので、それぞれの首長が本当に納得した形でぜひ、やる以上は進めてほしいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長 田仲康榮 答弁はよろしいですか。これで喜屋武すま子議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第5 承認第1号 専決処分の承認についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 (午前10時42分)

~~~~~

再開 (午前10時42分)

○議長 田仲康榮 再開します。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 おはようございます。承認第1号 専決処分の承認についてご説明します。

本件は、「令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第3号)」について、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において、令和2年3月31日に専決処分したことから同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

補正予算の内容は、繰越明許費の補正で8款1項保健福祉事業費に計上した「介護予防活動推進DVD制作委託業務」において、新型コロナウイルスの影響により市町村現場での撮影等に不測の日数を要したことから年度内での執行ができなくなったことにより、翌年度に繰り越すものであります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。進行してよろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認についてを採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって承認第1号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第6 承認第2号 専決処分の承認についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 承認第2号 専決処分の承認についてご説明します。

本件は、介護保険施行令等の一部改正が令和2年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることになったため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき広域連合長において、令和2年3月30日に専決処分したことから同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

内容については、介護保険法施行令等の一部

改正により、低所得者の保険料の軽減強化を実施するため、令和2年度における、保険料段階区分のうち第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するために本広域連合の「介護保険条例」の一部改正を行ったものであります。

専決処分書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 田仲康榮 これて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認についてを採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって承認第2号 専決処分の承認については、原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

報告を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 報告第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

本件は、令和元年度沖縄県介護保険広域連合

一般会計において繰越した事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

繰越計算書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 田仲康榮 これて報告を終わります。

日程第8 報告第3号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

報告を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 報告第3号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明します。

本件は、令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計において繰越した事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製したので、議会に報告するものであります。

繰越計算書を添付しておりますので、ご参照下さい。

○議長 田仲康榮 これて報告を終わります。

日程第9 議案第7号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第7号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本件は、広域連合が保有する個人情報の適切な取扱いを確保する上で、行政不服審査法の規定に基づく不服申立てがあった場合の対し的確に対応するため、本広域連合の条例について所要の改正を行う必要が生じたことから提

案するものであります。

この条例は、公布の日から施行します。新旧対照表を添付しておりますので、ご参照下さい。以上で説明と致します。

○議長 田仲康榮 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第7号 沖縄県介護保険広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第8号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明致します。

一般会計補正予算第1号は、既存の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,227万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を15億7,217万

8,000円とするものです。

今回の補正は、前年度実績に伴う精算金及び人事異動に伴う人件費、財政調整基金への積立が主な補正内容となっています。

まず歳入から事項別明細書でご説明します。5ページをお開き下さい。1款1項負担金309万3,000円は、前年度の実績に伴う追加負担金であります。

3款1項国庫負担金438万7,000円、4款1項県負担金219万3,000円は前年度の実績に伴う低所得者保険料軽減負担金の追加であります。

6ページをお願いします。7款1項基金繰入金432万1,000円は、歳出に対する歳入不足を補うために財政調整基金から繰り入れるものであります。

8款1項繰越金2,828万5,000円は、令和元年度決算剰余金の確定による追加補正であります。

次に、歳出についてご説明します。7ページをお開き下さい。2款1項総務管理費1,135万円は、1目一般管理費における人事異動による人件費680万5,000円の減額と、4目財政調整基金費に1,414万3,000円を積み立てることが主なものであります。

2款3項調査認定費346万4,000円は、会計年度任用職員社会保険料と遠隔調査用端末機器購入費が主なものとなっております。

8ページをお願いします。2款8項障害支援区分認定等事業費130万9,000円の減額は、担当職員の人事異動による人件費であります。

9ページをお願いします。4款1項償還金及び還付加算金1,999万8,000円は、前年度実績に伴う償還金で構成市町村への償還分であります。

4款3項繰出金877万6,000円は、過年度分低所得者保険料軽減分として特別会計に繰り出すものであります。

以上で一般会計補正予算(第1号)のご説明とします。ご審議のほど、よろしくご説明致します。

○議長 田仲康榮 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第8号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

○議長 田仲康榮 暫時休憩致します。

休憩 (午前10時57分)

~~~~~

再開 (午前11時07分)

○議長 田仲康榮 休憩前に引き続き、再開を致します。

日程第11 議案第9号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 議案第9号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)についてご説明致します。

特別会計補正予算第1号は、既存の歳入歳出

にそれぞれ5億8,412万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を355億9,253万円にするものです。

今回の補正は、前年度の実績に伴う精算処理及び介護給付準備基金への積立てが主な内容となっています。

まず歳入から事項別明細書でご説明します。5ページをお願いします。2款1項負担金4,741万8,000円は、前年度実績に伴う市町村介護給付費追加負担金が主なものであります。

3款2項国庫補助金1億662万6,000円の減額は、交付決定に伴い現年度分調整交付金を減額するものであります。

8款2項一般会計繰入金877万5,000円は、過年度分低所得者保険料軽減繰入金を繰り入れるものであります。

6ページをお願いします。9款1項繰越金6億3,407万6,000円は、令和元年度決算剰余金の確定による追加補正であります。

11款3項雑入48万円は、地域支援事業費精算に伴う返還金であります。

次に、歳出についてご説明します。7ページをお開き下さい。4款1項保健福祉事業費135万4,000円は、地域支援事業推進員の人件費を追加計上するものであります。

5款1項基金積立金2億5,313万1,000円は、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

7款1項償還金及び還付加算金3億2,963万8,000円は、前年度の実績に伴う介護給付費と地域支援事業費の精算返納金が主であります。

以上で特別会計補正予算(第1号)のご説明と致します。ご審議のほど、よろしくお願致します。

○議長 田仲康榮 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)を採決致します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議案第9号 令和2年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12 認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付すものであります。

それでは令和元年度一般会計歳入歳出決算書により、歳入からご説明します。決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。歳入合計は、予算現額12億7,148万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも12億6,996万3,227円で、予算現額と収入済額との比較は151万8,773円の減となっております。収入済額は、前年度に比べ

2億7,331万6,233円、27.4%の増となっております。歳入全体の調定額に対する収入率は100%、対予算収入率は99.88%であります。

次に、歳出についてご説明します。3ページ、4ページをお開き下さい。歳出合計は、予算現額12億7,148万2,000円に対しまして、支出済額12億3,067万7,292円、翌年度繰越額764万5,000円、不用額3,315万9,708円となっております。支出済額は、前年度に比べ2億6,542万6,417円、27.5%の増。歳出全体の執行率は、96.79%で0.36ポイント下回っております。

それでは決算書の1ページに戻りまして、歳入について収入済額を基本に前年度対比でご説明を致します。1款分担金及び負担金は、9億6,064万7,053円で前年度と比べ9,471万5,722円、10.9%の増となっております。

2款使用料及び手数料は、293万2,600円で前年度と比べ54万6,300円、22.9%の増となっております。

3款国庫支出金は1億7,106万6,891円で、前年度と比べ1億1,886万1,355円、227.7%の増となっております。

4款県支出金は9,363万3,945円で、前年度と比べ6,124万4,178円、189.1%の増となっております。

5款財産収入は収入済額はなく、前年度に比べ1万2,627円の減となっております。

6款寄附金は、収入済額がありませんでした。

7款繰入金は920万8,646円で、前年度と比べ825万9,646円、870.4%の増となっております。

8款繰越金は3,139万6,119円で、前年度と比べ929万3,881円、22.8%の減となっております。

9款諸収入は107万7,973円で、前年度と比べ100万4,460円、48.2%の減となっております。

次に、歳出について支出済額を基本に前年度対比でご説明をします。3ページ、4ページをお開き下さい。1款議会費は312万7,142円で、前年度に比べ4万7,966円、1.6%の増。執行率

は65.6%で4.42ポイント上回っております。

2款総務費は8億8,157万3,886円で、前年度と比べ4,489万441円、5.4%の増。執行率は96.07%で1.09ポイント下回っております。

3款公債費は、支出済額はありませんでした。

4款諸支出金は3億4,597万6,264円で、前年度と比べ2億2,048万8,010円、175.7%の増。執行率は99.86%で、0.14ポイント下回っております。

5款予備費は、当初予算額300万円から2款4項6目趣旨普及費に48万8,000円を充当し、予算現額は251万2,000円となっております。

次に、27ページをお開き下さい。実質収支に関する調書についてご説明します。実質収支額は3,164万935円で、前年度に比べ24万4,816円の増となっております。

次ページをお開き下さい。財産に関する調書についてご説明します。1の物品については、増減はありませんので、ご説明を省略させていただきます。

2の基金についてご説明します。介護給付費準備基金は決算年度中、増減高が3億3,017万4,000円増えたことで決算年度末現在高は12億722万2,000円、財政調整基金は1,233万4,000円増えたことで1億5,704万4,000円となっております。

以上で認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてのご説明と致します。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。この後、予算決算審査特別委員会に付託し審議する予定ですので、質疑を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これ

で質疑を終わります。

お諮り致します。本案については、28人の委員で構成する予算決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって本案については、28人の委員で構成する予算決算審査特別委員会に付託をして審査することに決定致しました。

日程第13 認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 具志堅兼栄 認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明します。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付すものであります。

それでは、令和元年度特別会計歳入歳出決算書により、歳入からご説明します。決算書の1ページ、2ページをお開き下さい。歳入合計は、予算現額345億7,115万2,000円に對しまして、調定額353億1,465万4,970円、収入済額347億9,177万4,263円、不納欠損額1億4,508万6,742円、収入未済額3億7,779万3,965円、予算現額と収入済額との比較は2億2,062万2,263円の増となっております。収入済額は、前年度と比べ9億7,859万554円、2.9%の増となっております。歳入全体の調定額に対する収入率は98.52%で前年度とほぼ同率、対予算収入率は100.64%となっております。

次に、歳出についてご説明します。3ページ、4ページをお開き下さい。歳出合計は、予算現

額345億7,115万2,000円に対しまして、支出済額341億4,369万7,868円、翌年度繰越額600万円、不用額4億2,145万4,132円となっております。支出済額は前年度に比べ11億9,415万9,343円、3.6%の増。執行率は98.76%で、0.36ポイント上回っております。

それでは決算書の1ページに戻りまして、歳入について収入済額を基本に前年度対比でご説明を致します。

1款保険料は72億4,532万8,262円で、前年度に比べ7,028万4,473円、1.0%の増となっております。保険料全体の収納率は93.27%で、前年度93.31%を0.04ポイント下回っております。

2款分担金及び負担金は43億1,452万8,952円で、前年度と比べ5,939万6,541円、1.4%の増となっております。

3款国庫支出金は82億4,241万5,065円で、前年度と比べ950万746円、0.1%の増となっております。

4款支払基金交付金は88億6,749万8,966円で、前年度と比べ3億1,405万6,689円、3.7%の増となっております。

5款県支出金は48億9,550万398円で、前年度と比べ1億3,727万5,128円、2.9%の増となっております。

6款財産収入は14万9,178円で、前年度に比べ3万7,407円、20.1%の減となっております。

7款寄附金は、収入済額がありませんでした。

8款繰入金金は3億5,519万7,784円で、前年度と比べ1億5,465万9,714円、77.1%の増となっております。

9款繰越金は8億6,364万5,184円で、前年度と比べ2億3,070万5,184円、36.5%の増となっております。

10款広域連合債は、費目存置であります。

11款諸収入は751万474円で、前年度と比べ274万9,486円、57.8%の増となっております。

次に、歳出について支出済額を基本に前年度

比でご説明します。3ページ、4ページをお開き下さい。

1款保険給付費は314億2,571万1,760円で、前年度に比べ10億1,580万3,685円、3.3%の増。執行率は99.57%で、0.19ポイント上回っております。

2款地域支援事業費は19億3,786万8,371円で、前年度に比べ7,053万5,383円、3.8%の増。執行率は88.56%で、2.99ポイント上回っております。

3款財政安定化基金拠出金は、費目存置であります。

4款基金積立金は3億4,958万円で、前年度に比べ2億3,253万4,000円、198.7%の増。執行率は100%で前年度と同率となっております。

5款公債費は、支出はありませんでした。

6款諸支出金は4億3,053万7,737円で、前年度に比べ1億2,471万3,725円、22.5%の減。執行率は98.78%で1.19ポイント下回っております。

7款予備費は予算現額3,000万円に対しまして、支出はありませんでした。

8款保健福祉事業費は、予算現額600万円に対しまして、支出はなく全額翌年度に繰り越しております。

次に、27ページをお開き下さい。実質収支に関する調書についてご説明します。実質収支額は6億4,207万6,395円で、前年度に比べ2億2,156万8,789円の減となっております。

以上で認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明と致します。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 田仲康榮 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。この後、予算決算審査特別委員会に付託し審査をする予定ですので、質疑を省略したいと思います。よろしい

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮り致します。本案については、予算決算審査特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって本案については、予算決算審査特別委員会に付託をして審査することに決定を致します。

しばらく休憩します。

休 憩 (午前11時34分)

~~~~~

再 開 (午前11時38分)

○議長 田仲康榮 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について、予算決算審査特別委員長の報告を求めます。

予算決算審査特別委員長。

○予算決算審査特別委員長 神谷嘉栄 予算決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和2年8月12日、沖縄県介護保険広域連合議会本会議において、予算決算審査特別委員会に付託されました認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、本日、予算決算審査特別委員会を開催し審議致しました。採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。審査結果はお手元に配付しました委員会審査報告書のとおりであります。

以上をもって、予算決算審査特別委員長の報告と致します。

○議長 田仲康榮 以上で委員長の報告を終わ

ります。

引き続き委員長に対する質疑がありますけれども、予算決算審査特別委員会は28名で全員でございますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮り致します。本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって認定第1号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定を致しました。

日程第15 認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。

本案について、予算決算審査特別委員長の報告を求めます。

予算決算審査特別委員長。

○予算決算審査特別委員長 神谷嘉栄 予算決算審査特別委員会の報告を申し上げます。

令和2年8月12日、沖縄県介護保険広域連合議会本会議において、予算決算審査特別委員会に付託されました認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認

定について、本日、予算決算審査特別委員会を開催し、審議致しました。採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定しました。審査結果はお手元に配付致しました委員会審査報告書のとおりであります。

以上をもって、予算決算審査特別委員長の報告と致します。

○議長 田仲康榮 以上で委員長の報告を終わります。

引き続き委員長に対する質疑ですが、予算決算審査特別委員会は28名で全員でございますので質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決致します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

お諮り致します。本案は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって認定第2号 令和元年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定を致しました。

日程第16 議員派遣の件を議題と致します。

お諮り致します。議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により議員を派遣するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり決定を致しました。

日程第17 閉会中の継続調査の件を議題と致します。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付致しました申出のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮り致します。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定を致しました。

お諮り致します。本定例会で議決されました案件については、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 田仲康榮 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定を致しました。

これで本日の日程は全て終了致しました。

会議を閉じます。

令和2年第55回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会致します。おつかれ様でした。

閉会 (午前11時46分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名  
する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

田 仲 康 榮

署名議員（議席番号12番） 森 山 悟

署名議員（議席番号13番） 伊 計 裕 子